

# 建設委員会議案説明資料

令和元年 10月15日

件名	頁
1 第81号議案 足立区自転車の安全利用に関する条例 . . . . .	1
2 第82号議案 足立区神明三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 . . . . .	9
3 第83号議案 足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 . . . . .	12
4 第84号議案 足立区花畑北部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 . . . . .	15
5 第85号議案 足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 . . . . .	19
6 第86号議案 足立区総合交通計画改定協議会設置条例を廃止する条例 . . . . .	23
7 第87号議案 特別区道路線の認定について . . . . .	26
8 第88号議案 特別区道路線の廃止について . . . . .	27

( 都市建設部 )

## 第 8 1 号議案説明資料

令和元年 1 0 月 1 5 日

件 名	足立区自転車の安全利用に関する条例
所管部課名	都市建設部交通対策課 駐輪場対策担当課
内 容	<p>1 制定理由  足立区で制定されている自転車に関する現在の条例は、主に放置自転車対策の内容となっている。  現在、自転車利用のマナー悪化による事故や事故に対する高額補償の支払いなどが社会問題となっていることから、自転車利用者の運転マナー及び交通安全意識を向上させるため、本条例を制定する。</p> <p>2 施行期日  令和 2 年 1 月 1 日から施行する。  ただし、一部の規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>3 条例の概要  ( 1 ) 自転車の安全利用について、区、自転車利用者及びその他関係者の果たすべき責務を明記している。  ア 区の責務  イ 自転車利用者の責務  ウ 学校の責務  エ 保護者、同居者等の責務  ( 2 ) 特色 ( 自転車利用者の責務 )  ア 自転車損害賠償責任保険への加入義務化  イ 自転車の傘差し運転、自転車運転中の携帯電話使用等の禁止  ウ 不用になった自転車を適切に廃棄又は再利用すること</p> <p>4 制定内容  別紙「条例案」参照 P 2 ~ 8</p>
今後の方針	区民や関係団体等に対して条例の周知活動をしていく。

足立区自転車の安全利用に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、平坦な地形である足立区（以下「区」という。）において、環境にやさしく身近な交通手段である自転車の安全利用を促進し、及び区、自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）その他関係者の責務を明らかにすることにより、自転車利用者の運転マナー及び交通安全意識の向上を図り、もって自転車に関する事故の防止、自転車の秩序ある利用の推進及び自転車を安全に安心して利用できる環境の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- （2） 区民等 区の区域内（以下「区内」という。）に在住、在勤若しくは在学する者又は区内を通行する者をいう。
- （3） 事業者 区内で事業活動を行う法人及び個人をいう。
- （4） 関係団体 交通安全に関する活動を行う団体並びに区及び警察その他の関係機関が行う自転車の安全利用に関する施策に協力する団体をいう。
- （5） 自転車小売業者 区内において自転車の販売又は整備を業として行う者をいう。
- （6） 自転車貸付業者 区内において自転車の貸付けを業として行う者をいう。
- （7） 学校 区内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。

( 8 ) 自動車等 道路交通法第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車及び同項第 1 0 号に規定する原動機付自転車をいう。

( 区 の 責 務 )

第 3 条 区は、国、都、区市町村、事業者及び関係団体との相互の連携及び協力の下に、自転車の安全利用を促進するため、施策を総合的に計画し、その実施に努めなければならない。

2 区は、自転車の安全利用の促進について、区民等、自転車利用者及び事業者の理解と協力を得られるよう広報活動及び啓発活動の実施に努めなければならない。

3 区は、都、区市町村、警察、事業者及び関係団体と連携して行う、自転車の安全利用の促進を目的とする事業の実施に努めなければならない。

4 区は、学校と連携及び協力し、その幼児、児童、生徒及び学生の発達の段階に応じた道路交通法の遵守及び自転車の安全な利用方法の習得を目的とする交通安全教育を実施するよう努めなければならない。

5 区は、高齢者( 6 5 歳以上の者をいう。以下同じ。)に対し、高齢者の特性に応じた道路交通法の遵守及び自転車の安全な利用の方法の習得を目的とする交通安全教育を実施するよう努めなければならない。

6 区は、自転車利用者の自転車損害賠償責任保険等(自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障することができる保険又は共済をいう。以下同じ。)への加入を促進するため、情報の提供その他の必要な措置をとるよう努めなければならない。

7 区は、自転車の安全利用を促進するため、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行することができる道路の環境、自転車の駐車に係る環境その他自転車の利用に係る環境の整備を行うよう努めなければならない。

( 区 民 等 の 責 務 )

第 4 条 区民等は、自転車の安全利用について理解を深め、歩行者、自

転車及び自動車等が共に道路を安全に通行することができる環境が形成されるようにそれぞれの立場で努めなければならない。

2 区民等は、区及び警察が実施する自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車利用者の責務)

第5条 自転車利用者(第1号にあっては未成年者を除く。)は、自転車が車両(道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。)であることを認識して自転車の安全利用に努め、及び同法その他の自転車の利用に関する法令及び条例(以下「法令等」という。)の規定を遵守し、自転車を安全に利用するために、特に次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、第4号から第6号までの事項について、東京都道路交通規則(昭和46年東京都公安委員会規則第9号)第8条各号に特別の定めがある場合は、この限りでない。

(1) 自転車損害賠償責任保険等に加入すること。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

(2) 自転車の盗難を防止するため、盗難防止効果の高い錠前を取り付け、施錠その他の適切な措置を講じること。

(3) その利用する自転車について、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第12条第3項に規定する防犯登録を受けること。

(4) 傘を差し、物を担ぎ、物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で、自転車を運転しないこと。

(5) 自転車を運転するときは、携帯電話用装置を手で保持して通話し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。

(6) 高音でカーラジオ等を聞き、又はイヤホン等を使用してラジオを聞く等安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で自転車を運転しないこと。ただし、難聴者が補聴器

を使用する場合又は公共目的を遂行する者が当該目的のための指令を受信する場合にイヤホン等を使用するときは、この限りでない。

2 自転車利用者は、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 歩行者の通行の頻繁な商店街、駅前広場等の区域内を通行するときは、歩行者の通行を優先し、徐行すること。この場合において、歩行者の歩行を妨げるおそれがあるときは、一時停止又は自転車の押歩きをすること。

(2) 不用になった自転車を適切に廃棄又は再利用すること。

(3) ひったくり等の犯罪を防止するため、ひったくり防止カバーその他の用具を活用すること。

(4) 自転車乗車用ヘルメットを着用すること。

(5) 利用する自転車について、定期的に点検し、必要な整備をすること。

(関係団体の責務)

第6条 関係団体は、自転車利用者に対し、自転車の安全利用に関する意識を啓発するよう努めなければならない。

2 関係団体は、区及び警察が実施する自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車小売業者の責務)

第7条 自転車小売業者は、事業活動を通じ、自転車利用者及び自転車を購入しようとする者に対し、自転車の安全利用、防犯登録の勧奨、点検整備及び自転車損害賠償責任保険等について、情報を提供するよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、盗難防止効果の高い錠前、ひったくり防止カバーその他の用具の普及に努めなければならない。

3 自転車小売業者は、自転車に関する事故を防止するため、前照灯及び反射器材又は尾灯を装備した自転車を販売するよう努めなければな

らない。

(自転車貸付業者の責務)

第8条 自転車貸付業者は、自転車を借り受けようとする者に対し、自転車損害賠償責任保険等を付した自転車を貸し付けなければならない。

2 自転車貸付業者は、事業活動を通じ、自転車利用者に対し、自転車の安全利用について適切な助言をするよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第9条 事業者は、その事業の用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該事業者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

2 事業者は、法令等の遵守、自転車の安全利用及び盗難の防止を図るため、その従業員に対し、情報の提供その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 事業者は、区及び警察が実施する自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

4 事業者は、その事業活動を行う施設において自転車の駐車需要を生じさせる場合は、当該施設の利用者のために必要な自転車駐車場の確保、自転車駐車場の利用の啓発、近隣自転車駐車場への誘導その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(学校の責務)

第10条 学校は、その幼児、児童、生徒及び学生に対し、発達段階に応じた自転車の安全利用及び盗難の防止に関する教育、啓発及び指導を行うよう努めなければならない。

2 学校は、その幼児、児童、生徒及び学生を保護する責任のある者に対し、自転車の安全利用に関する意識を啓発するよう努めなければならない。

3 学校は、区及び警察が実施する自転車の安全利用に関する施策に協

力するよう努めなければならない。

(保護者、同居者等の責務)

第11条 未成年者を監護する保護者(以下「保護者」という。)は、その保護する未成年者の自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

2 保護者は、その保護する未成年者に対し、自転車の安全利用及び盗難の防止に関する指導を行うよう努めなければならない。

3 保護者は、自転車の安全利用において、その保護する未成年者の模範となるよう努めなければならない。

4 保護者は、その保護する未成年者の利用する自転車について、定期的に点検し、必要な整備をするよう努めなければならない。

5 保護者は、その保護する未成年者を自転車に乗車させるとき又は当該未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者に対し、自転車乗車用ヘルメットを着用させる等安全対策に努めなければならない。

6 高齢者の親族又は高齢者と同居する者は、当該高齢者に対し、自転車乗車用ヘルメットの着用並びに自転車の安全利用及び盗難の防止について必要な助言をするよう努めなければならない。

(自動車等運転者の責務)

第12条 自動車等を運転する者は、車道を通行する自転車の安全に十分配慮して自動車等を運転するよう努めなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。ただし、第5条第1

項第 1 号、第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

（足立区自転車等の駐車秩序及び自転車等駐車場の整備に関する条例の一部改正）

2 足立区自転車等の駐車秩序及び自転車等駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年足立区条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「安全利用の促進及び」を削る。

第 6 条を次のように改める。

第 6 条 削除

第 7 条第 1 項及び第 2 項を削り、同条第 3 項を同条とする。

## 第 8 2 号議案説明資料

令和元年 10 月 15 日

件 名	足立区神明三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例						
所管部課名	建築室建築調整課						
内 容	<p>1 改正理由 令和元年 6 月 25 日に建築基準法の一部改正が施行されたことに伴い、東京都市計画地区計画神明三丁目地区地区計画（令和元年 6 月 25 日足立区告示第 289 号）が都市計画変更されたため「足立区神明三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の一部を改正する。</p> <p>2 改正概要 (1) 建蔽率規制の改正 今回の建築基準法第 53 条第 3 項の改正は、建築物の建替え等の促進により、市街地の安全性の向上を図るために行われた（下表参照）。この改正により、建蔽率規制の合理化の措置が講じられ、準防火地域内にも緩和対象が拡大したため、建蔽率の規制について改正する。</p> <p style="text-align: center;">建蔽率 10% 緩和対象範囲表</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none; text-align: center;">→</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none; text-align: center;">改正</td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">* 延焼防止性能について同等の安全性を有するものを含む</p> <p>(2) 文言の整理 条例の本文中にある「へい」を「塀」に、「ブロック造」を「ブロック造」に改める。</p> <p>3 改正内容 別紙「新旧対照表」参照 P10～11</p> <p>4 施行年月日 公布の日から施行する。</p>		→			改正	
	→						
	改正						
今後の方針	条例の内容を区民及び関係事業者等に周知し、的確な指導に努めていく。						

## 足立区神明三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表(案)

改正前	改正後
<p>足立区神明三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p>昭和62年3月23日条例第18号</p>	<p>足立区神明三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p>昭和62年3月23日条例第18号</p>
<p>第1条～第2条の2 (省略)</p> <p>(建築物の建蔽率の最高限度)</p> <p>第3条</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で法第53条第3項第2号の規定により特定行政庁が指定するもの内にある建築物の建蔽率は、10分の6以下でなければならない。</u></p>	<p>第1条～第2条の2 (現行のとおり)</p> <p>(建築物の建蔽率の最高限度)</p> <p>第3条</p> <p>1 (現行のとおり)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物の建蔽率は10分の6以下、第1号及び第2号に該当する建築物の建蔽率は、10分の7以下としなければならない。</u></p> <p><u>(1) 防火地域内にあるアに該当する建築物又は準防火地域内にあるア若しくはイのいずれかに該当する建築物</u></p> <p><u>ア 耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止性能(法第53条第3項第1号イの延焼防止性能をいう。イにおいて同じ。)を有するものとして同号イの政令で定める建築物</u></p> <p><u>イ 準耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止性能を有するものとして法第53条第3項第1号ロの政令で定める建築物</u></p> <p><u>(2) 街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で法第53条第3項第2号の規定により特定行政庁が指定するもの内にある建築物</u></p>
<p>第4条～第6条 (省略)</p> <p>(垣又は柵の構造制限)</p> <p>第7条 建築物に付属する<u>へい</u>で道路に面する部分の構造は、当該道路面より60センチメートルを超える高さの部分について、<u>コンクリートブロック造、補強コンクリートブロック造、鉄筋コンクリート造、石造、レンガ造</u></p>	<p>第4条～第6条 (現行のとおり)</p> <p>(垣又は柵の構造制限)</p> <p>第7条 建築物に付属する<u>堀</u>で道路に面する部分の構造は、当該道路面より60センチメートルを超える高さの部分について、<u>コンクリートブロック造、補強コンクリートブロック造、鉄筋コンクリート造、石造、レンガ造又は</u></p>

改正前	改正後
<p>又はその他これらに類する構造としてはならない。</p> <p>第8条～第14条（省略）</p>	<p>その他これらに類する構造としてはならない。</p> <p>第8条～第14条（現行のとおり）</p> <p><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u>  <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

## 第 8 3 号議案説明資料

令和元年 10 月 15 日

件 名	足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例						
所管部課名	建築室建築調整課						
内 容	<p>1 改正理由 令和元年 6 月 25 日に建築基準法の一部改正が施行されたことに伴い、東京都市計画地区計画高野地区地区計画（令和元年 6 月 25 日足立区告示第 290 号）が都市計画変更されたため、「足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の一部を改正する。</p> <p>2 改正概要 (1) 建蔽率規制の改正 今回の建築基準法第 53 条第 3 項の改正は、建築物の建替え等の促進により、市街地の安全性の向上を図るために行われた（下表参照）。 この改正により、建蔽率規制の合理化の措置が講じられ、準防火地域内にも緩和対象が拡大したため、仮換地指定後の建蔽率の規制について改正する。</p> <p style="text-align: center;">建蔽率 10% 緩和対象範囲表</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none; text-align: center;">→</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none; text-align: center;">改正</td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">* 延焼防止性能について同等の安全性を有するものを含む</p> <p>3 改正内容 別紙「新旧対照表」参照 P 13 ~ 14</p> <p>4 施行年月日 公布の日から施行する。</p>		→			改正	
	→						
	改正						
今後の方針	条例の内容を区民及び関係事業者等に周知し、的確な指導に努めていく。						

## 足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表(案)

改正前	改正後
<p>足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 平成6年12月26日条例第55号</p>	<p>足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 平成6年12月26日条例第55号</p>
<p>第1条～4条 (省略)</p>	<p>第1条～4条 (現行のとおり)</p>
<p>(建築物の建蔽率の最高限度)</p>	<p>(建築物の建蔽率の最高限度)</p>
<p>第5条 建築物の建蔽率(建築面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。)は、別表の地区の細区分に応じ、それぞれ同表ウ欄に掲げる数値以下でなければならない。</p>	<p>第5条 建築物の建蔽率(建築面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。)は、別表の地区の細区分に応じ、それぞれ同表ウ欄に掲げる数値以下でなければならない。<u>ただし、土地区画整理事業における仮換地指定後、当該敷地に接する道路が法による道路となった場合は、この限りでない。</u></p>
<p><u>2 前項の規定の適用について、第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあっては、別表ウ欄に掲げる数値に10分の1を加えたものをもって、それぞれ同表ウ欄に掲げる数値とし、第1号及び第2号に該当する建築物にあっては、同表ウ欄に掲げる数値に10分の2を加えたものをもって、それぞれ同表ウ欄に掲げる数値とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(1) 近隣商業地域外で、かつ、防火地域内にある耐火建築物</u> <u>(2) 街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で法第53条第3項第2号の規定により特定行政庁が指定するものの内にある建築物</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。 <u>(1) 近隣商業地域内で、かつ、防火地域内にある耐火建築物</u> <u>(2) 巡査派出所、公衆便所、公共用歩廊その他これに類するもの</u> <u>(3) 公園・広場・道路・川その他これらに類するものの内にある建築物で安全上、防火上及び衛生上支障がないもの</u></p>	
<p>第6条～第15条 (省略)</p>	<p>第6条～第15条 (現行のとおり)</p>

付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表

地区の 細区分	建築物等の用途 の制限	イ		建築物の建蔽 率の最高限度
		建築物の容積率の最高限度		
		1	2	
商業地 区 1	(省略)	(省略)	(省略)	10分の6 ただし、土地
商業地 区 2				区画整理事業 における仮換 地指定後、当該 敷地が接する 道路が建築基 準法による道 路となった場 合は10分の8 とする。
沿道地 区				
住宅地 区 1	(省略)	(省略)		
住宅地 区 2	(省略)	(省略)		

別表

地区の 細区分	建築物等の用途 の制限	イ		建築物の建蔽 率の最高限度
		建築物の容積率の最高限度		
		1	2	
商業地 区 1	(省略)	(省略)	(省略)	10分の6 ただし、土地
商業地 区 2				区画整理事業 における仮換 地指定後、当該 敷地が接する 道路が建築基 準法による道 路となった場 合は10分の8 とする。
沿道地 区				
住宅地 区 1	(省略)	(省略)		
住宅地 区 2	(省略)	(省略)		

## 第 8 4 号議案説明資料

令和元年 10 月 15 日

件 名	足立区花畑北部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例						
所管部課名	建築室建築調整課						
内 容	<p>1 改正理由 令和元年 6 月 25 日に建築基準法の一部改正が施行されたことに伴い、東京都市計画地区計画花畑北部地区地区計画（令和元年 6 月 25 日足立区告示第 291 号）が都市計画変更されたため、「足立区花畑北部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の一部を改正する。</p> <p>2 改正概要 (1) 建蔽率規制の改正 今回の建築基準法第 53 条第 3 項の改正は、建築物の建替え等の促進により、市街地の安全性の向上を図るために行われた（下表参照）。この改正により、建蔽率規制の合理化の措置が講じられ、準防火地域内にも緩和対象が拡大したため、仮換地指定後の建蔽率の規制について改正する。</p> <p style="text-align: center;">建蔽率 10% 緩和対象範囲表</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none; text-align: center;">→</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none; text-align: center;">改正</td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">* 延焼防止性能について同等の安全性を有するものを含む</p> <p>3 改正内容 別紙「新旧対照表」参照 P 16 ~ 18</p> <p>4 施行年月日 公布の日から施行する。</p>		→			改正	
	→						
	改正						
今後の方針	条例の内容を区民及び関係事業者等に周知し、的確な指導に努めていく。						

## 足立区花畑北部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表(案)

改正前	改正後
足立区花畑北部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	足立区花畑北部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
平成 8 年12月24日条例第46号	平成 8 年12月24日条例第46号
第 1 条～第 4 条 (省略)	第 1 条～第 4 条 (現行のとおり)
(建築物の建蔽率の最高限度)	(建築物の建蔽率の最高限度)
第 5 条 建築物の建蔽率(建築面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。)は、別表の地区の区分に応じ、同表ウ欄に掲げる数値以下でなければならない。	第 5 条 建築物の建蔽率(建築面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。)は、別表の地区の区分に応じ、同表ウ欄に掲げる数値以下でなければならない。 <u>ただし、土地区画整理事業における仮換地指定後、当該敷地に接する道路が法による道路となった場合は、この限りでない。</u>
2 前項の規定の適用について、第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する建築物	(削除)
にあつては、別表ウ欄に掲げる数値に10分の 1 を加えたものをもって、	
それぞれ同表ウ欄に掲げる数値とし、第 1 号及び第 2 号に該当する建築物	
にあつては、同表ウ欄に掲げる数値に10分の 2 を加えたものをもって、そ	
れぞれ同表ウ欄に掲げる数値とする。	
( 1 ) 防火地域内にある耐火建築物	
( 2 ) 街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で法第53条第 3 項第 2	
号の規定により特定行政庁が指定するものの内にある建築物	
3 前 2 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適	(削除)
用しない。	
( 1 ) 巡査派出所、公衆便所、公共用歩廊その他これに類するもの	
( 2 ) 公園・広場・道路・川その他これらに類するものの内にある建築物	
物で安全上、防火上及び衛生上支障がないもの	
第 6 条～第 14 条 (省略)	第 6 条～第 14 条 (現行のとおり)

改正前

改正後

付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）  
この条例は、公布の日から施行する。

別表

別表

地区の 区分	建築物等の用途 の制限	イ 建築物の容積率の最高限度		ウ 建築物の建蔽 率の最高限度
		1	2	
		公共施設の整備の状況に応じた容積率の最高限度(暫定容積率)	当該地区整備計画の区域の特性に応じた容積率の最高限度(目標容積率)	
住商共存地区	(省略)	(省略)	(省略)	10分の6  <u>ただし、土地 区画整理事業 における仮換 地指定後、当該 敷地が接する 道路が建築基 準法による道 路となった場 合は10分の8 とする。</u>
住工共存地区	(省略)			

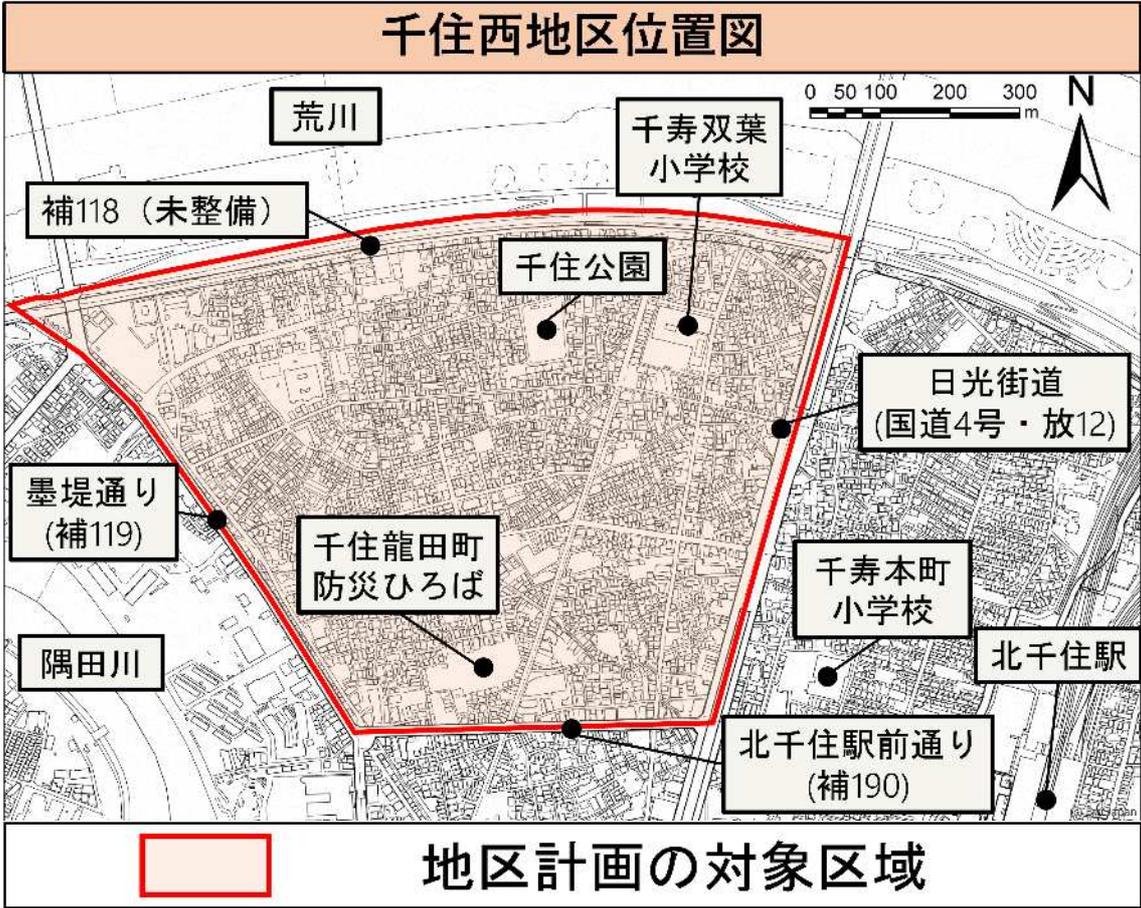
地区の 区分	建築物等の用途 の制限	イ 建築物の容積率の最高限度		ウ 建築物の建蔽 率の最高限度
		1	2	
		公共施設の整備の状況に応じた容積率の最高限度(暫定容積率)	当該地区整備計画の区域の特性に応じた容積率の最高限度(目標容積率)	
住商共存地区	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	10分の6
住工共存地区	(現行のとおり)			

改正前					改正後				
沿道地区 1	(省略)	(省略)	(省略)	10分の3  ただし、土地 区画整理事業 における仮換 地指定後、当該 敷地が接する 道路が建築基 準法による道 路となった場 合は10分の6 とする。	沿道地区 1	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	10分の3
			(省略)					(現行のとおり)	
沿道地区 2	(省略)		(省略)		沿道地区 2	(現行のとおり)		(現行のとおり)	
			(省略)					(現行のとおり)	
住宅地区			(省略)		住宅地区			(現行のとおり)	
備考 この表のイ欄に掲げる区域は、それぞれ地区計画計画図2に表示するところによる。					備考 この表のイ欄に掲げる区域は、それぞれ地区計画計画図2に表示するところによる。				

## 第 8 5 号議案説明資料

令和元年 1 0 月 1 5 日

件 名	足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	建築室建築調整課
内 容	<p>1 改正理由          東京都市計画防災街区整備地区計画千住西地区防災街区整備地区計画が都市計画決定（令和元年 7 月 2 6 日足立区告示第 3 3 4 号）されたため、「足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の一部を改正する。</p> <p>2 改正概要          従来の適用区域に「千住西地区」を追加する。次に掲げる規定により条例を構成する。</p> <p>（ 1 ）建築物の敷地、構造及び用途に関する制限（第 3 条及び第 6 条から第 1 1 条）</p> <p>ア 建築物の用途の制限          イ 建築物の敷地面積の最低限度          ウ 壁面の位置の制限          エ 建築物の高さの最低限度          オ 間口率の最低限度          カ 建築物の構造に関する防火上の制限          キ 垣又は柵の構造制限</p> <p>（ 2 ）制限の緩和、特例及びその他（第 1 2 条から第 2 1 条）</p> <p>3 改正内容          別紙 1 「千住西地区位置図」及び別紙 2 「新旧対照表」参照          P 2 0 ~ 2 2</p> <p>4 施行年月日          公布の日から施行する。</p>
今後の方針	条例の内容を区民及び関係事業者等に周知し、的確な指導に努めていく。



改正前	改正後
<p>足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 平成17年10月24日条例第59号</p>	<p>足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 平成17年10月24日条例第59号</p>
<p>第1条～第5条 (省略)</p>	<p>第1条～第5条 (現行のとおり)</p>
<p>(建築物の敷地面積の最低限度)</p>	<p>(建築物の敷地面積の最低限度)</p>
<p>第6条 適用区域内においては、建築物の敷地面積は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数値以上でなければならない。ただし、足立区細街路整備条例(平成24年足立区条例第61号)に基づき指定された路線の拡幅又は築造により敷地面積が当該数値未満となる場合は、この限りでない。</p>	<p>第6条 適用区域内においては、建築物の敷地面積は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数値以上でなければならない。ただし、足立区細街路整備条例(平成24年足立区条例第61号)に基づき指定された路線の拡幅又は築造により敷地面積が当該数値未満となる場合は、この限りでない。</p>
<p>(1) 別表第1第1項、第3項及び第4項に掲げる適用区域 83.0平方メートル</p>	<p>(1) 別表第1第1項及び第3項から第5項までに掲げる適用区域 83.0平方メートル</p>
<p>(2) (省略)</p>	<p>(2) (現行のとおり)</p>
<p>2～5 (省略)</p>	<p>2～5 (現行のとおり)</p>
<p>(壁面の位置の制限)</p>	<p>(壁面の位置の制限)</p>
<p>第7条 適用区域内においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は道路中心線までの距離の最低限度(以下「外壁の後退距離」という。)は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数値とする。</p>	<p>第7条 適用区域内においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は道路中心線までの距離の最低限度(以下「外壁の後退距離」という。)は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数値とする。</p>
<p>(1)～(4) (省略)</p>	<p>(1)～(4) (現行のとおり)</p>
<p>2 前項の規定は、外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は</p>	<p>(5) 別表第1第5項に掲げる適用区域 当該計画図3に掲げる壁面の位置の制限の数値</p>
<p>2 前項の規定は、外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は</p>	<p>2 前項第1号から第4号までの規定は、外壁の後退距離の限度に満たない</p>

改正前		改正後																							
<p>建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>第7条の2～第21条 (省略)</p> <p>別表第1(第2条、第6条、第7条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>防災街区整備地区計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2～別表第5 (省略)</p>		項	防災街区整備地区計画	1	(省略)	2	(省略)	3	(省略)	4	(省略)	<p>距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。</p> <p>(1)～(5) (現行のとおり)</p> <p>第7条の2～第21条 (現行のとおり)</p> <p><u>付 則(令和〇年 月 日条例第 号)</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>別表第1(第2条、第6条、第7条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>防災街区整備地区計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>(現行のとおり)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>(現行のとおり)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>(現行のとおり)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>(現行のとおり)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td><u>東京都市計画防災街区整備地区計画千住西地区防災街区整備地区計画(令和元年7月26日足立区告示第334号)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2～別表第5 (現行のとおり)</p>		項	防災街区整備地区計画	1	(現行のとおり)	2	(現行のとおり)	3	(現行のとおり)	4	(現行のとおり)	5	<u>東京都市計画防災街区整備地区計画千住西地区防災街区整備地区計画(令和元年7月26日足立区告示第334号)</u>
項	防災街区整備地区計画																								
1	(省略)																								
2	(省略)																								
3	(省略)																								
4	(省略)																								
項	防災街区整備地区計画																								
1	(現行のとおり)																								
2	(現行のとおり)																								
3	(現行のとおり)																								
4	(現行のとおり)																								
5	<u>東京都市計画防災街区整備地区計画千住西地区防災街区整備地区計画(令和元年7月26日足立区告示第334号)</u>																								

## 第 8 6 号議案説明資料

令和元年 1 0 月 1 5 日

件 名	足立区総合交通計画改定協議会設置条例を廃止する条例
所管部課名	都市建設部交通対策課
内 容	<p>1 廃止理由 平成 2 9 年 1 1 月 1 3 日に区長から足立区総合交通計画改定協議会に諮問した足立区総合交通計画の改定について、平成 3 1 年 4 月 2 4 日に答申が出された。 については、足立区総合交通計画改定協議会設置条例第 1 条に基づく協議会の設置目的が達成されたため、同条例を廃止する。</p> <p>2 施行期日 公布の日から施行する。</p> <p>3 廃止内容 別紙 1 「条例案」参照 P 2 4</p> <p>4 その他 足立区総合交通計画の進行管理を着実に推進していくため、「（仮称）足立区総合交通計画推進会議」を新たに設置する（別紙 2 参照 P 2 5）。</p>
今後の方針	足立区総合交通計画の策定を令和元年 1 1 月（予定）に行う。

足立区総合交通計画改定協議会設置条例を廃止する条例（案）

足立区総合交通計画改定協議会設置条例（平成29年足立区条例第32号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部足立区総合交通計画改定協議会の項を削る。

足立区総合交通計画の進行管理

足立区総合交通計画を推進していくために、実施事業別に定めている事業指標の達成状況を毎年確認し、課題があれば解決策を検討していく。

1 進行管理の進め方

(1) 事業の評価、見直し

進行管理組織(図1)を新たに立ち上げる。進行管理組織では、各事業の進捗状況を確認し、事業の停滞があれば課題を整理し解決策を導く(Check)。必要に応じて事業の見直し(Action)を行う。調査、審議結果は、公表していく。

【図1 総合交通計画の進行管理組織】

**(仮称)足立区総合交通計画推進会議**

事務局：交通対策課

**【協議事項】**

- 1) 計画の進行管理に関する事項
- 2) 計画に関する調査・研究に関する事項
- 3) その他、公共交通の維持・向上に関する事項 等

**【構成員】**

学識経験者、国及び都職員、区民または利用者の代表、交通事業者、道路管理者、交通管理者 等

**【進め方等】**

交通事業者で構成する部会を設置し、実施事業の進捗管理等、具体の検討を年度前半に開催。その検討成果を本会議で審議する。

(2) 事業の進捗確認

計画書に記載した事業指標(図2)に基づき、具体的取組み内容と各年の目標が達成できたか等を全23事業について確認する。

【図2 交通不便地域のバス路線導入事業指標(一例)】

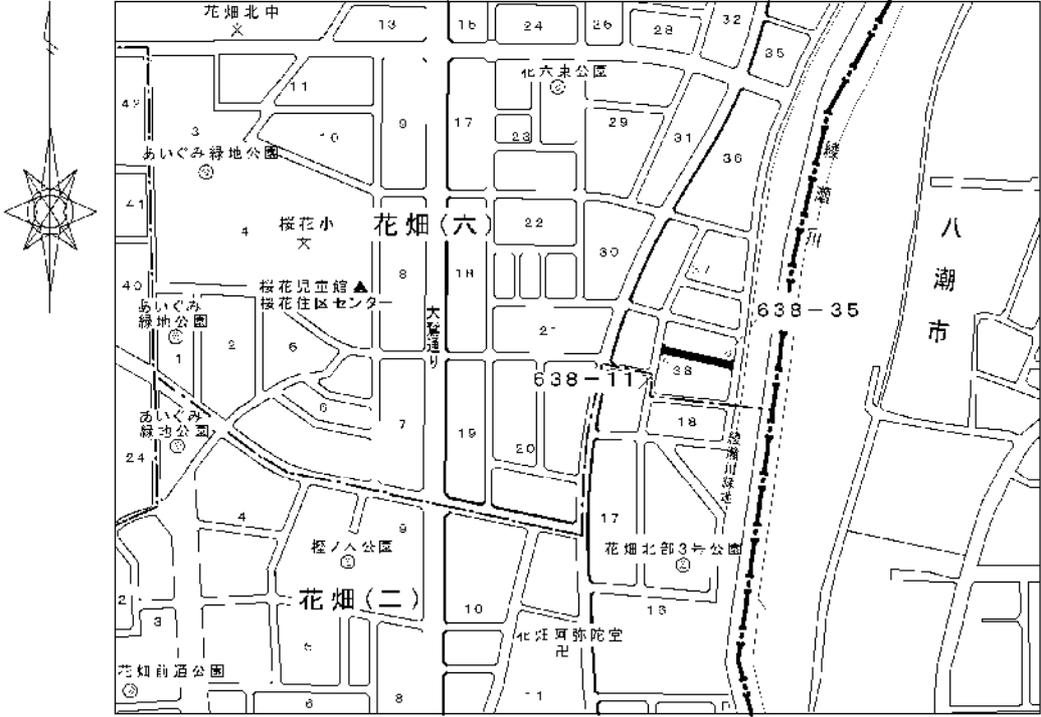
事業名：交通不便地域のバス路線導入

事業概要：交通不便地域の解消を目的として、バス交通に対するニーズが高い地域においては、地域やバス事業者と連携し、バス交通導入を目指していきます。

実施機関	取組内容	目標					
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年以降
区	バスの検証運行実績等を元に、本格運行を実施	運行計画の検討	運行計画の作成	検証運行	運行後の検証	本格運行	その他の地区での検討着手

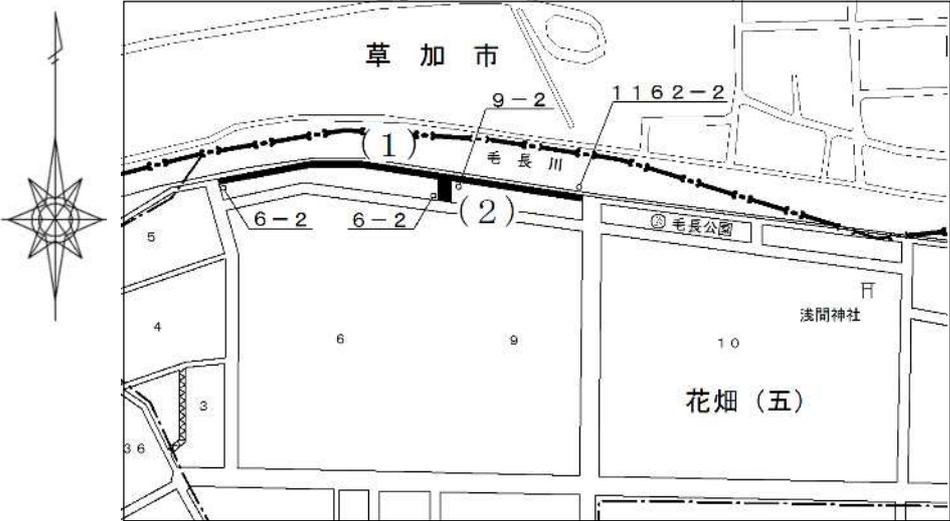
# 第 8 7 号議案説明資料

令和元年 10 月 15 日

件 名	特別区道路線の認定について								
所管部課名	道路整備室道路管理課								
内 容	<p>1 概要</p> <table border="1" data-bbox="397 551 1158 754"> <tr> <td>所 在</td> <td>花畑六丁目地内</td> </tr> <tr> <td>幅 員</td> <td>4.50 m</td> </tr> <tr> <td>延 長</td> <td>55.96 m</td> </tr> <tr> <td>面 積</td> <td>260.99 m<sup>2</sup></td> </tr> </table> <p>2 提案理由</p> <p>この路線は、都市計画法に基づく開発行為により新設された道路である。今回、特別区道路線の認定要件が成立したため、この案を提出する。</p> <p style="text-align: center;">花畑六丁目地内略図</p>  <p style="text-align: center;">凡 例      <span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: black; vertical-align: middle;"></span> 新認定特別区道路線</p>	所 在	花畑六丁目地内	幅 員	4.50 m	延 長	55.96 m	面 積	260.99 m <sup>2</sup>
	所 在	花畑六丁目地内							
幅 員	4.50 m								
延 長	55.96 m								
面 積	260.99 m <sup>2</sup>								
今後の方針									

# 第 8 8 号議案説明資料

令和元年 10 月 15 日

件 名	特別区道路線の廃止について																	
所管部課名	道路整備室道路管理課																	
内 容	<p>1 概要</p> <table border="1" data-bbox="408 551 1235 904"> <thead> <tr> <th colspan="2">所 在</th> <th>花畑五丁目地内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(1)</td> <td>幅 員</td> <td>4.82 ~ 5.80 m</td> </tr> <tr> <td>延 長</td> <td>268.47 m</td> </tr> <tr> <td>面 積</td> <td>1,432.51 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(2)</td> <td>幅 員</td> <td>8.03 m</td> </tr> <tr> <td>延 長</td> <td>14.33 m</td> </tr> <tr> <td>面 積</td> <td>124.56 m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 提案理由</p> <p>この路線は、毛長川沿いに位置する道路であり、一部区間が親水拠点や毛長公園の園路として改修される計画である。当該路線の廃止の必要を認めるので、この案を提出する。</p> <p style="text-align: center;">花畑五丁目地内略図</p>  <p style="text-align: center;">凡 例      <span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: black; vertical-align: middle;"></span> 廃止する特別区道路線</p>	所 在		花畑五丁目地内	(1)	幅 員	4.82 ~ 5.80 m	延 長	268.47 m	面 積	1,432.51 m <sup>2</sup>	(2)	幅 員	8.03 m	延 長	14.33 m	面 積	124.56 m <sup>2</sup>
所 在		花畑五丁目地内																
(1)	幅 員	4.82 ~ 5.80 m																
	延 長	268.47 m																
	面 積	1,432.51 m <sup>2</sup>																
(2)	幅 員	8.03 m																
	延 長	14.33 m																
	面 積	124.56 m <sup>2</sup>																
今後の方針																		